

令和5年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

令和5年3月16日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 岩瀬 清 君	3番 瀧口 和男 君
4番 長田 悟 君	5番 戸坂 健一 君	6番 渡辺 ヒロ子 君
7番 狩野 光一 君	8番 久我 恵子 君	9番 佐藤 啓史 君
10番 岩瀬 洋男 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 寺尾 重雄 君	14番 末吉 定夫 君	15番 岩瀬 義信 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 照川 由美子 君	副市長 竹下 正男 君
教育長 岩瀬 好央 君	政策統括監 加藤 正倫 君
副政策統括監 青山 大輔 君	総務課長 平松 等 君
企画課長 高橋 吉造 君	財政課長 軽込 一浩 君
消防防災課長 神戸 哲也 君	税務課長 大野 弥 君
市民課長 岩瀬 由美子 君	高齢者支援課長 渡邊 治 君
福祉課長 水野 伸明 君	生活環境課長 君塚 恒寿 君
都市建設課長 栗原 幸雄 君	農林水産課長 屋代 浩 君
観光商工課長 大森 基彦 君	会計課長 鈴木 和幸 君
学校教育課長 森 庸光 君	生涯学習課長 渡邊 弘則 君
水道課長 窪田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 植村 仁 君 議会係長 原 隆宏 君

議 事 日 程

議事日程第7号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第19号 令和5年度勝浦市一般会計予算

議案第20号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第22号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第23号 令和5年度勝浦市水道事業会計予算

(総務文教常任委員長)

議案第11号 勝浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第12号 勝浦市債権管理条例の制定について

議案第13号 かつうら文化振興基金条例の制定について

議案第15号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第24号 勝浦市民憲章の制定について

(産業厚生常任委員長)

議案第10号 権利の放棄について

議案第14号 勝浦市営かつうら海中公園立体駐車場設置管理条例の制定について

議案第16号 勝浦市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第18号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 勝浦市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

開 議

令和5年3月16日(木) 午前10時開議

○議長(末吉定夫君) おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知をお願いいたします。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(末吉定夫君) それでは日程第1、議案を上程いたします。

議案第19号 令和5年度勝浦市一般会計予算、議案第20号 令和5年度勝浦市国民健康保険特

別会計予算、議案第21号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第23号 令和5年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男予算審査特別委員長。

[予算審査特別委員長 岩瀬洋男君登壇]

○予算審査特別委員長（岩瀬洋男君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月10日、13日及び14日の3日間、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

審査の結果、議案第19号 令和5年度勝浦市一般会計予算、議案第20号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第23号 令和5年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件について、賛成多数で、お手元へ配付の委員会審査報告書については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において、各委員から質疑、意見、要望等が出されましたので、その主なものを申し上げます。

一般会計の歳入予算においては、使用料、手数料に対する物価高騰分の反映についてただしたところ、料金の設定については、自治体経営において、社会情勢に応じた見直しが必要であると考えるが、現時点で適切、妥当かを見極め、検討を進めたいとの答弁がありました。

また、歳出予算において、通勤通学者特急券購入費補助事業における市民以外に対する補助の効果についてただしたところ、財源をふるさと納税とし、市外の方から応援寄附金をいただいているため、勝浦市に関係し、来ていただける人にも恩恵を受けていただきたいとの答弁がありました。

子育て施策に関する新規事業についてただしたところ、子どもの居場所づくり事業については、子ども食堂の活動に対する補助であり、子どもに対して無料または低額で食事を提供し、孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を期待している。

ファミリー・サポート・センター事業については、アドバイザーとなる職員を置いて、子育ての援助を受けたい方と援助ができる方を会員として登録し、マッチングする事業を委託により行うとの答弁がありました。

かつうら海中公園の多目的広場整備についてただしたところ、一帯のハード整備も、もちろんであるが、集客のソフト事業も充実をさせ、様々なイベント場として活用したいとの答弁がありました。

学校給食費補助事業の経常化についてただしたところ、子育て世代の経済負担軽減を図ることが重要であり、学校給食無償化は、子育て、あるいは子どもが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて有効な政策であり、限りある財源の中で、毎年度、精査をした上で予算計上したい。また、これまでも県に要望を出しており、県の動向も見守りつつ、適切に事業執行したいとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計について、糖尿病性腎症重症化予防業務委託におけるポピュレーションアプローチについてただしたところ、集団として、全体にリスクを下げるための支援の健康管理の手法であり、同時にハイリスク者への対応も重要であることから、特定保健指導や重症化予防プログラムの中で、保健師の個別面談により、しっかりときめ細かく事業を実施したいとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について、有収率改善の具体策、ふるさと応援基金の活用についてただしたところ、具体策として、漏水を防ぐため、老朽管、施設の更新、漏水箇所の早期の発見、特に石綿セメント管の改修を積極的に行っていかなければいけないとの答弁がありました。

また、基金の活用については、抜本的な方策を短期的に講ずるための投入も、可能性として考えられるが、事業選定委員会の協議によることになるとの答弁がありました。

総括審査の中においては、商店街等にぎわい創出事業について市長にただしたところ、商店街を取り巻く環境は、高齢化、後継者不足など、にぎわいが低下している状況にあり、多くの課題や環境の変化に対応していくことが必要であるが、商店が個々に対応することが困難なものと考え、勝浦市商店街活性化推進協議会を通じ、デジタル技術などを活用したECモールの導入や、共同配送サービス体制の構築により、商店街等の活性化を図りたい。新しい技術であるドローンによる配送を実証実験として検証し、その有効性等を見極めることで、時代や消費者、何よりこの勝浦という地に合ったサービスの提供ができる環境を整えてまいりたいとの答弁がありました。

一次産業の担い手対策について市長にただしたところ、農業漁業の担い手不足は危機感を強く持っており、大変重要な課題であると認識している。水産業では、新規就業者対策を関係機関と協議した結果で、予算計上している。

また、農業については、地域おこし協力隊活用事業を実施し、担い手確保に向けた新たな一歩を踏み出そうとするところであり、当該予算を執行する中で、問題点や改善点を検証するとともに、必要に応じて見直し、そして、新たな施策についても検討する必要があると考えているとの答弁がありました。

以上申し上げまして、予算審査特別委員長長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより、委員長長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、戸部薫議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） おはようございます。私は、議案第19号ないし23号について、反対の理由を述べて、反対討論を行います。

まず、議案第19号 令和5年度勝浦市一般会計予算案についてです。

給食費の無償化や高校生等通学定期券補助事業、子どもの居場所づくり事業、子育て援助活動支援事業など評価できる内容もありますが、コロナ感染症や物価高騰などにより、市民の皆さんの暮らしは本当に大変です。

そうしたときこそ、市民に寄り添うきめ細かな支援策の充実が、どうしても必要です。例えば、インフルエンザや風疹のワクチンを無料にしてほしいという切実な声に耳を傾けるべきです。また、子どもに寄り添うのであれば、音楽室にエアコンは必要です。夏の蒸し暑いときでも、歌声や楽器の音が漏れないように、ほかの教室の授業に配慮して、音楽室はドアや窓を閉めて授業しているからです。

さらに、マイナンバーカード交付支援事業も、政府が健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化することを閣議決定したことなどにより、市民の間に不安が広がっています。取得が任意のマイナンバーカードと保険証を一体化することが問題だと私は考えます。

したがって、交付支援事業は、問題ある政策を推進することになります。よって、私は反対を表明します。

議案第20号では、未就学児の均等割税の半額補助が予算計上されています。

しかし、未就学児以外の収入のない18歳以下の子どもたちの均等割税、また世帯割税の引下げは見送られています。これでは、子育て中の保護者の国保税負担は大変です。市民の皆さんの暮らし応援の予算案にすべきだと私は考えます。

次に、21号、後期高齢者医療特別会計予算案についてですが、かつて1割負担だった医療費の窓口負担が、現在は、所得制限つきながらも、2割負担となっています。2倍になっているのです。後期高齢者の方々の多くは、年金に頼る生活を余儀なくされています。安心して医療機関にかかることができるようにするには、保険料の引下げが必要と私は考えます。そのためにも、国や県に対して、交付金または補助金などを増額するよう、市は強く求めるべきと考えます。

議案22号については、保険料は、年金の年額が18万円。つまり、月額1万5,000円以上の年金生活者からも、特別徴収として徴収する仕組みです。市民の皆さんからの「保険料が高過ぎるよ、何とかしてほしい」という声は、こうした保険料の徴収の仕方にも起因する切実な声です。

介護保険制度は国がつくった制度であり、事業者が撤退しなくて済むよう、国や県が支出金を増やすべきであり、私は強く市に要望いたします。

議案23号、水道事業会計予算については、私どもが昨年の秋に行った市政アンケートで、最も多かった回答は、水道料金の値下げでした。特に8立方メートル以下の使用料の値下げに強い要望が集まりました。

しかし、予算案は、そうした声に応える内容とはなっていません。先ほども述べましたように、コロナ感染症や物価高騰などで、本当に暮らしが大変な今こそ、こうした市民の声に応え、市民の暮らしを応援すべきと、そういう予算にすべきと私は考えます。

以上、反対理由を述べて、課題も指摘して、私の反対討論といたします。

○議長（末吉定夫君） ほかに討論はありませんか。久我恵子議員。

〔8番 久我恵子君登壇〕

○8番（久我恵子君） 私は、令和5年度予算案、議案第19号ないし23号について、賛成の立場で討論を行います。

令和5年度予算案は、総額193億2,482万1,000円と、これまでに例のない規模であることに加え、一般会計予算においては、対前年度増減比、プラス29.5%と激しい変化の中で、これまでに経験のない点への配慮や、個々に難しい判断の下で取りまとめたいただいたものと理解します。

主な事業からは、「安心して産み、育ち、暮らせる環境づくり」という市長の信条が、子育て

支援、産業振興、生活インフラ整備など、バランスよく反映していると評価します。

個々の事業では、その細かい部分において、修正や追加説明が必要と感じる部分がありましたが、当予算特別委員会において、3日間にわたり交わされた多くの質疑、答弁を通じて、その大半が解消されたと考えます。

予算が速やかに執行され、年度当初から活発な行政サービスが展開されることは、市民の大きな利益であり、これを妨げる案件や要素はないと判断することから、令和5年度予算案採決に当たり、賛成の意を表します。

○議長（末吉定夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和5年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末吉定夫君） 起立多数であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第20号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第21号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第22号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛

成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第23号 令和5年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第11号 勝浦市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、議案第12号 勝浦市債権管理条例の制定について、議案第13号 かつうら文化振興基金条例の制定について、議案第15号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 勝浦市民憲章の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 丸 昭君登壇]

○総務文教常任委員長（丸 昭君） おはようございます。それでは、議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月8日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第11号 勝浦市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、議案第12号 勝浦市債権管理条例の制定について、議案第13号 かつうら文化振興基金条例の制定について、議案第15号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 勝浦市民憲章の制定について、以上5件につきましては、議案第11号及び議案第12号、以上2件は、賛成多数で、その他3件は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。発言通告がありましたので、順次発言を許します。
初めに、戸部薫議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） 私は、議案第11号 勝浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第12号 勝浦市債権管理条例の制定について、反対の理由を述べて、討論を行います。
まず、議案第11号ですが、勝浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてです。
議案第11号は、国のデジタル関連法の一環として、個人情報保護法が改定され、個人情報の保護制度が全国的に共通ルールとして適用されたため、本市の条例を全部改定しようとするものです。

こうした経過からも、これまでの条例が、個人の権利、利益の保護を目的としていたことに対して、行政の持つ個人情報を民間企業に開放しようとする。つまり、個人情報を保護から開放へと180度転換しようとする意図が見えてきます。

今、行政に求められていることは、プライバシーを守ることは、憲法に保障された基本的人権であり、個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に扱わなければならないということです。今回の条例改定は、そうしたことに逆行するとしか、私には思えません。

さらに、地方自治が侵害されるという問題です。これまでの個人情報保護に関する有益な仕組みが、国の制度改定によって、一方的になくなってしまいます。また、これまでなかった仕組みを強制されることになるのではないのでしょうか。これでは、地方自治が制約されてしまいます。

以上、主な反対理由を述べて、私は議案11号に対する反対を表明いたします。

次に、議案第12号 勝浦市債権管理条例の制定について述べます。

条例案に反対する第1の理由は、地方自治体の果たすべき役割についてです。それは、憲法と地方自治法に規定された福祉の増進であります。民間の一般的な債権回収業務と同じではありません。公共の福祉を担うという本市の役割は、債権回収の分野においても、市民生活を守るという視点が尊重されなければなりません。

しかし、条例案の中心は、第1条に「管理の適正を期することを目的とする」とあり、第4条に「市の債権を適正に管理しなければならない」とあります。つまり、「福祉の増進」に関わる文言はなく、「債権管理の適正化」の名による括弧つき効率的な徴収につながる内容です。これでは、地方自治体の果たすべき役割が、果たせないのではないのでしょうか。

第2の理由は、条例第7条、第8条、第9条により、債権徴収が今まで以上に強化されるのではないかということです。そうなれば、困難な市民の生活を一層脅かすことになってしまうからです。

そして第3の理由は、市民には、税や料金を何とか払いたい。市民としての役割を果たしたいという人がいるのです。しかし、負担が重くて、払いたくても払えない人がいるのです。そのような市民にしっかりと寄り添い、生活再建まで支援することこそが、勝浦市の果たすべき役割であることを訴えまして、私の反対討論といたします。

○議長（末吉定夫君） ほかに討論はありませんか。長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 私は、議案第11号 勝浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につ

いて及び議案第12号 勝浦市債権管理条例の制定についての賛成の立場で討論させていただきます。

初めに、勝浦市個人情報保護に関する法律施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和5年4月から個人情報保護制度が全国統一のルールとなることから、同法に基づいた個人情報保護制度を運用していくため、条例制定のルールにより、現行の勝浦市個人情報保護条例を廃止し、新たな法律の施行に関する本条例を制定するものと考えます。

条例の制定権の根拠は、日本国憲法第94条及び地方自治法第14条に規定されており、地方自治法第14条第1項では「普通地方公共団体は、法令に反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。この法第2条第2項では「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」と、条例制定権の範囲が規定されています。

今回制定する勝浦市個人情報の保護に関する法律施行条例第1条の「趣旨」では、「個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める」とのことから、本条例は、法令またはこれに基づく政令により処理するための条例であり、今回制定すべきものと考えます。

さらに、条例は、憲法第94条の「法律の範囲内」、地方自治法第14条第1項の「法令に違反しない限りにおいて」の規定から、条例制定権には限界があり、条例で規制しようとする事項は、地方公共団体の事務に属するものでなければならず、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動に関する事務や、全国的な規模で、または全国的な視点で行わなければならない施策・事業の実施については、条例の範囲外との見解がございます。

今回、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法律が全国統一のルールとなること。

これまで、地方自治法第14条第2項の「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」との規定を基に制定されてきました勝浦市個人情報保護条例において、市民に義務を課し、または権利を制限する事項に、特に義務を課すというものは見当たらないという考えから、勝浦市個人情報保護条例は、今回の法改正により廃止すべきと考え、勝浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、及び同条例附則第2条で、勝浦市個人情報保護条例を廃止することなど、今回の制定・廃止は当然であると考えます。

次に、議案第12号 勝浦市債権管理条例の制定についてでございますが、地方自治法第96条では、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」と、議決事件を規定してございまして、同条第1項第10号の規定では「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」が、議決事件として規定されています。

勝浦市債権管理条例は、この第1項第10号の規定に該当する条例であり、この条例の制定により、本市の権利の放棄は、議会の議決事項外となり、条例第15条で規定する放棄する債権につきましては、第16条の規定により、議会に報告するということになっています。

勝浦市債権管理条例の制定目的は、第1条に規定する「債権の管理の適正を期すること」ということです。

条例の第15条で規定する「債権の放棄」に至るまでは、第4条「市長の責務」、第5条「台帳の整備」、また第7条の「督促」から14条の「免除」まで、第1条に規定する「目的」の達成のための責務、及び事務手続等が規定されてございまして、さらに、約3分の1の地方公共団体で、同

様な条例が制定されていることもあり、本市において制定することは適切であると考えます。

以上を述べさせてもらいまして、議案第11号及び議案第12号の賛成討論といたします。

○議長（末吉定夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 勝浦市個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長のとおりに決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第12号 勝浦市債権管理条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第13号 かつうら文化振興基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第15号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第24号 勝浦市民憲章の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第10号 権利の放棄について、議案第14号 勝浦市営かつうら海中公園立体駐車場設置管理条例の制定について、議案第16号 勝浦市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。久我産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 久我恵子君登壇〕

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月9日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第10号 権利の放棄について、議案第14号 勝浦市営かつうら海中公園立体駐車場設置管理条例の制定について、議案第16号 勝浦市立保育所条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 権利の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第14号 勝浦市宮かつうら海中公園立体駐車場設置管理条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第16号 勝浦市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第17号 勝浦市立幼保連携型認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第18号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付してありますので、御了承願います。

それでは日程第2、議案を上程いたします。

議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員、目羅洋美氏が、3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き目羅洋美氏を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

目羅氏の経歴を申し上げますと、昭和54年3月に明星大学理工学部を卒業後、昭和55年4月に勝浦市役所に就職、平成23年4月から環境防災課長を務め、以来、議会事務局長を歴任され、平成28年3月に勝浦市を退職されております。

また、令和2年4月から固定資産評価審査委員会の委員として、現在に至っております。

その人格と識見は、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると考えます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、議案第25号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ発言通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第25号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第25号は、これに同意することに決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第1号 勝浦市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。寺尾重雄議員。

〔13番 寺尾重雄君登壇〕

○13番（寺尾重雄君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 勝浦市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第1号 勝浦市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会は、同法の適用除外となるために、勝浦市議会における個人情報の適正なる取扱いに関する規律を定めるものであり、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする条例を制定しようとするものであります。

次に、発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例が議決されたことに伴いまして、常任委員会が所管する事項の課名等について、所要の改正を行おうとするものであります。

よろしく御審議のほどをいただき、可決あらんことをお願い申し上げます、以上をもちまして、提案理由の説明を終わりといたします。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号及び発議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号及び発議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第1号 勝浦市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時51分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第10号～議案第25号の総括審議
1. 発議案第1号～発議案第2号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員